

岡山市公衆衛生功労者表彰要領

1. 趣 旨

この要領は、岡山市表彰条例（昭和36年市条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、公衆衛生事業の発展のため、多年にわたって、献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で優秀なものに対して表彰することによって、その功労に報いるとともに、その事業に関わるものの模範たらしめ、もってその事業の進展を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2. 表彰の種類

表彰の種類は市長表彰及び保健所長表彰とする。ただし、母子愛育事業功労及び栄養改善事業功労のうち周年記念大会において表彰するものは市長感謝状とする。

3. 表彰の対象

本市の公衆衛生事業に多年にわたって従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体又は、研究、発明、発見等、公衆衛生全体の向上に寄与した個人若しくは団体を対象とし、別紙(1)の「対象者」欄に掲げるものとする。ただし、本市職員は表彰の対象としない。

4. 表彰の基準

被表彰の候補者又は候補団体の推薦は、本市の公衆衛生事業に携わり、かつ、別紙(1)の「表彰基準」欄に掲げるものに該当すること。

ただし、選考委員会において、特に必要と認めたときはこの限りでない。

5. 被表彰者の推薦及び決定

(1) 保健所は、被表彰候補者、候補団体又は施設ごとに別紙様式(1)、(2)、(3)の推薦調書を作成し、選考委員会へ推薦する。ただし、地域医療事業功労、救急医療事業功労及び献血運動推進協力については、本庁主務課が推薦調書を作成し、選考委員会へ推薦する。

(2) 選考委員会は、上記推薦調書により被表彰者を決定する。

(3) 母子愛育事業功労（愛育委員関係）、栄養改善事業功労（栄養委員関係）については、保健所健康づくり課が推薦調書を作成し、選考委員会へ推薦する。

6. 選考委員会

(1) 選考委員会は、次の職にあるものをもって構成する。

保健福祉局長 健康衛生担当局長 健康衛生部長
医療政策推進課長 保健管理課長 ころの健康センター所長
食肉衛生検査所長 保健所長 保健所総務課長 保健所感染症対策課長
保健所健康づくり課長 保健所衛生課長 保健所衛生検査センター所長

(2) 選考委員会の事務は、保健管理課で行う。ただし、母子愛育事業功労（愛育委員関係）、栄養改善事業功労（栄養委員関係）については、保健所健康づくり課で行う。

7. 表彰の時期

表彰は、原則として別紙(1)の「表彰時期」欄に掲げる場において毎年度実施する。ただし、母子愛育事業功労及び栄養改善事業功労のうち周年記念大会において表彰するものは大会開催時に表彰する。

8. 表彰の方法

表彰は、市長及び保健所長が表彰状に金品を添えて贈呈する。

9. その他

(1) 表彰の順序は、原則として保健所長表彰、市長表彰、知事表彰（感謝状）、大臣表彰、叙勲・褒章の順に行うものとする。ただし、母子愛育事業功労及び栄養改善事業功労のうち周年記念大会において表彰するものは除く。

保健所長表彰 → 市長表彰 → 知事表彰 → 大臣表彰 → 叙勲・褒章

(2) 保健所長表彰を受賞した者は受賞した年の翌年度の市長表彰の対象としない。

(3) 平成21年度以前に市長表彰を受賞した者の次順の表彰は県保健福祉部長表彰とする。

市長表彰 → 県保健福祉部長表彰 → 知事表彰 → 大臣表彰 → 叙勲・褒章

（平成21年度以前）

(4) 県保健福祉部長表彰以上の県への推薦については、保健所及び本庁主務課からの推薦に基づき、本庁主務課で調整し、県へ提出する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成9年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成10年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成10年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成13年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成14年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成15年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成16年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成17年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成19年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成20年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成21年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成24年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和7年度の表彰から適用する。

功労別	表彰時期	対象者	保健所長表彰 表彰基準	市長表彰 表彰基準
優良特定給食施設	保健所運営委員会	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（市・県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（市・県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。
がん征圧事業功労	保健所運営委員会	個人	次の各号の一に該当する者。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、原則として8年以上で年齢45才以上の者。	次の各号の一に該当する者。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、原則として10年以上で年齢50才以上の者。
		団体	次の各号の一に該当する団体。 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し、著しい功績があった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。	次の各号の一に該当する団体。 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を5年以上実施し、著しい功績があった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。
精神保健福祉事業功労	保健所運営委員会	個人	次の各号のいずれにも該当する者 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が45才以上であること。	次の各号のいずれにも該当する者 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に10年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が50才以上であること。
		団体	次の各号のいずれにも該当する団体 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健事業を8年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。	次の各号のいずれにも該当する団体 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健事業を10年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。